

和歌山県報

発行 和 歌 山 県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

目	次(*については県例規集登載事項)	(取扱課室名) ページ
〇 規則	IJ	
* 43 F	ロ歌山県税規則の一部を改正する規則	(税務課)1
〇 告示	₹	
1429	救急病院の認定	(医務課)8
1430	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)8
1431	紀の川左岸土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)9
1432	保安林予定森林	(森林整備課)10
1433	保安林の指定	(") 10
1434	保安林の指定施業要件変更予定	(") 11
1435	II .	(") 11
1436	<i>II</i>	(") 12
1437	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明	(") 12
1438	知事管理漁獲可能量の設定	(資源管理課)12
1439	道路の区域変更	(道路保全課)13
1440	道路の供用開始	(") 13
1441	道路の位置の指定	(都市政策課)13
〇 選挙	^生 管理委員会告示	
* 93 ☐	Z成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる	病院等の指定)の
—-	B改正	14
O 公告	-	
軽油引	取税免税軽油使用者証の無効	(税務課)14
和歌山	1県立青少年の家及び紀北公園の指定管理者の指定 (青少年	男女共同参画課) 14
和歌山	山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県点字図書館)の指定管理者の	指定
		(障害福祉課)15
和歌山	1県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県聴覚障害者情報センター)の	指定管理者の指定
		(") 15
日高潮	生塩屋緑地の指定管理者の指定	(港湾空港振興課)15
由良潮	b 吹井小型船舶係留施設、網代第一小型船舶係留施設、網代第二小型船	油係留施設、網代
第三小型	型船舶係留施設、網代第四小型船舶係留施設及び阿戸小型船舶係留施設	の指定管理者の指
定		(") 15
-	40 01	
	規則	

和歌山県規則第43号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県税規則の一部を改正する規則

	和歌山県税規則	(昭和25年和歌山県規則第56号)	Ø-	一部を次のように改正する。	
	別記第1号の18様	式を次のように改める。			
1					

記弗↓	号の1	8(禄)	八 (5	书13 第	ミ関1	糸)	更正	Ø) ∰	書 ジ	 k 書					
	具税事	務原	听長	様				ту н		, H		年	Ē.	月	日
							-	所							
								<u>在地)</u> 名	-						
								称)							
								三月日		: : :	1	年	:	月	月
								番号又 人番号							
								括番号		: : :					
爿	也方称	色法負	第20	条の!	9の:	3第1項ス	ては第2項	更の規定	ぎによ	こり、次の	とおり	更正	の請	求を	します
年	度					税	目								
区		分	課	税	標	準 等	税	額	等	理					由
更正	前の	額													
更正	後の	額													
請す	さをす	つるし	こで で で で で で で で で で で で で で で で で で で	った	事信	の詳細	 その他 <i>参</i>		ころ~	べき 事項					
ныч	/	J (- / -	4. IL	→ : < н //:Щ	C -> 1113								
<u></u> 注															

1 「個人番号又は法人番号」欄には、請求者が個人の場合は個人番号(行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人 番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をい う。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

2 令和5年1月1日以後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する県税に係る更正の請 求をする場合には、「更正前の額」の「課税標準等」の欄については記載せず、「更正 前の額」の「税額等」の欄には納付し、又は納入すべき税額を記載すること。

別記第3号の2様式中「登記事項証明書」の次に「(履歴事項全部証明書)」を加える。

別記第3号の3様式(その1)中「登記事項証明書」の次に「(履歴事項全部証明書)」を加え、同様式 注1に次のただし書を加える。

ただし、清算結了の場合に限り、登記事項証明書(閉鎖事項全部証明書)又はその写しを添付するこ

別記第3号の3様式(その2)及び(その3)並びに別記第5号様式中「登記事項証明書」の次に「(履歴 事項全部証明書)」を加える。

別記第5号の2様式(裏面)及び別記第5号の3様式中

別記第10号の2の3様式 (その2) 中「登記事項証明書」の次に「(現在事項全部証明書又は履歴事項全 部証明書)」を加える。

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式(第14条関係)

(所在地)

(法人名)

県税事務所長

印

法 人 県 民 税 · 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 更 正 決 定 通 知 書

	省	7 理	番号	事 業	年 度	:		玉	税 処	0.理	申	告 提	出 年	月日		申告処理	指 定	納期	限	
											確定 修正									
		事	業税	分割 基準						_			_			区 分		税	額	!
			区	分		課	税	標	準	税	率	税	額		特	法第72条の2第1項第1号所得割に 係る特別法人事業税額				
			総	額												法第72条の2第1項第2号収入割に 係る特別法人事業税額				
			年	万円以下						/1	00				法	法第72条の2第1項第3号収入割に 係る特別法人事業税額				
			4	万円超 万円以下						/1	00				人事	法第72条の2第1項第4号収入割に 係る特別法人事業税額				
1	第 1 号		年 又	万円超 万円超						/1	00				業	合計特別法人事業税額 仮装経理に基づく控除額	-			H
7	7		軽	計 咸税率不適用						/1	00				税	既納付特別法人事業税額 租税条約の実施に係る控除額				F
		付加値	7.0	名	_	į			1	/1		-			j	差引過不足特別法人事業税額	分割	1		
2	ŀ	資本	総	客	Ą											県 民 税	基準		dor	_
2 45	第		本 総	<u>県</u> ダ 都		_		_	+	/1	00	+	+			区 分 課標法人税総額	+	税	額	_
	2 号	収入	事 本	県 欠					+	/1	00	-	 			本県分 ①	+	\vdash		H
į,	T	所得	総	名	_	i										①× /100				t
į	ļ		4	県 分	_				-	/1	00	1	1 1		ļ	特定寄附金税額控除額	↓	↓		Ļ
		付加 値	価総 割本		_	_		<u> </u>	+	/1	00	+	+		ŀ	税額控除超過額相当額の加算額 外国関係会社等に係る控除額	+-	┿		╀
	3		総		_	- i		⊢	† 	/ 1	00	┿	\ 		法	外国の法人税等控除額	+	+	\vdash	⊦
1	号	資本	割 本	県 分		- !			!	/1	00	+	† †	-	人税割	仮装経理に基づく控除額	+	+-		t
ľ	f		総	名	_	- 1			1			i	1 1		割	利子割額の控除額	1	†		t
ľ	ľ	収入	本	県 分	_				1	/1	00	1	1 1			差引法人税割額	+	†		t
	-	付加	価 総	客		:		1	1			İ	1 1		Ì	既納付法人税割額		1		T
L		値	割 本	県 分	}	- 1		1	1	/1	00	-	1 1		Ī	租税条約の実施に係る控除額		1		Γ
	第4	資本	総	名	Į .				ļ			1				既還付請求利子割額が過大である				Γ
	号-	贝小	本	県 分	}	į			1	/1	00	<u> </u>			Į	場合の納付額	<u> </u>			L
	1	収入	総	名	_				1			<u> </u>				差引過不足法人税割額				L
\perp			4	県 分	}	į			i	/1	00	1	1 1		₩-	月数 ②				_
<u>}</u>	計			額								<u> </u>	1 1		均等	円×②/12		ـــــــ	<u> </u>	Ļ
			文正控除額	A der				<u> </u>	_	5附金税額	_	-	+ +		割	既納付均等割額	+	 	 	╄
			基づく控		<u> </u>	- 1		_	既納	付事業科	兄額		<u>: :</u>			差引均等割額	₩	╄——	╄	╄
_	兄乐		実施に係る		炒 百							:			左り	過不足県民税額	+	 	-	╀
E	ワ	l 1			額		F- 7116	- 124	1-	مد اما	7 10	Arte A	<u> </u>		利	利子割額	+	-		¥
			事 来 祝 区	及び特別	」 法 ,			: 祝 :る税		対する					子	控除しきれない金額	+	┼	 	+
品	小	· F	<u> </u>	<u>分</u> 算 金	+	左阪	£ < 13	ি থ	領	字 /1	00	/川 与	全額		store	既に還付請求した額 既還付請求利子割額が過大である	+	┼	 	╀
민	- '9	加加		 分	-	- i			₩	/ 1	-	÷	+ +		計	現場では、 現場では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の		i	i	i
F	-	<u> </u>	告 加	算 金					+	/1	00	+	+ +		算	利子割還付額	+	+	+	t
1.		加加		分		- 1			1	/ 1	-	+	1 1		1	不足税額については、延滞金を加算	1.て納	<u> </u> 付して。	ください	ᅩ
É			ID 算						+	/1	00	+	1 1		•	一人の原につくては、海市並どの	0 (///1)	,, , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	c
_			r 21	合		計			•	/ 1		+	+ +		2	この処分について不服があるときは	このi	角知書の)送達を	23
E17	~ \ch	1/	な空した			рі					-	!	+ +			目の翌日から起算して3か月以内に				
)確定した力 2加算金額	n 爭 亚 帜								+-	 	-		できます。審査請求書は、なるべく				
E.)	/1,00	3. L.V	_//中亚帜		更正	()市 🖯	>) a	7 20FF 1-1								て提出してください。この処分の取				
					史止	(ACA	E) (ノ圧は	1							審査請求に係る裁決の送達を受けた				
																以内に県を被告として(知事が被告		者とな	ります。	。)
																することができることとされていま	, ,	# TZ !	L. 32 C-0	45.54
																なお、処分の取消しの訴えは、前記				
																た後でなければ提起することができ				
																、①審査請求があった日から3か月の加会 加会の執行又は毛緯の結				
																、②処分、処分の執行又は手続の続 避けるため緊急の必要があるとき、				
																避けるにめ緊急の必要があるとさ、 つき正当な理由があるときは、裁決				
																つさ止ヨな垤田がめるとさは、級次 訴えを提起することができます。	c /性/よV	(b)X	= /J V / F/	×Π

別記第18号の2様式を次のように改める。	

別記第18号の2様式(第14条関係)

第 号 年 月 日

様

県税事務所長

印

法人事業税・特別法人事業税の更正の請求に関する通知書

地方税法第72条の48の2第5項の規定による請求について下記のとおり 更正した 請求の理由がない ので通知します。

	本口						法人	名			
	本県内())王たる	事務所所在地		<i>F</i>	н н	代表	者			
	事	業	年 度	自 至	年 年	月 月 日	修正申告書の 更正決定を受	けた年月日	年	月	日
	区		分	課総	税 額	準額 本県分	税額	請 求 書提出期限	年	月	日
	事		年400万円以下の 金額								
	業税	所得割	年400万円を超え 年800万円以下の 金額								
更	法第72条の2第	割	年800万円を超え る金額								
更正の対象	1	付値加割	計 付加価値額								
象となる税額	項 第第第 1 2 3 4 号号号	価資本割	資本金等の額								
税額	に掲げる事業	収入割	収 入 金 額								
	特事 別 法 税	基準	去人所得割額								
	法税人	基準法	去人収入割額					7H			
	事		年400万円以下の 金額					理由			
	業税	所得	年400万円を超え 年800万円以下の 金額								
	法第72条の2	割	年800万円を超え る金額 計								
	0	付値	計								
更正	第 1 項	加割価	付加価値額								
額	第 第 第 第 1 2 3 4 号 号 号 号	資本割	資本金等の額								
	に掲げる事業	収入割	収入金額								
	特事別業	基準液	生 人所得割額								
	法税人	基準法	去人収入割額								
	<u> </u>		この処分について不	· пп . »	7 1 2 1.1	= 0 17 km ± 0		112 m 2 > 47 Mz	2 -02 DN4) = / -) =	

お知らせ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をせることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。
 - (従前の様式による用紙)
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

告示

和歌山県告示第1429号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を 認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 橋本市民病院
- 2 所在地 橋本市小峰台2-8-1
- 3 有効期限 令和7年12月23日

和歌山県告示第1430号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーデンパーク和歌山

和歌山県和歌山市松江字向鵜ノ島1469番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ワークマン 代表取締役 小濱英之

群馬県伊勢崎市柴町1732番地

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ワークマン 代表取締役 小濱英之

群馬県伊勢崎市柴町1732番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

4 変更年月日

令和4年9月1日他

- 5 変更した理由
 - (1) 別棟増築に伴う大規模小売店舗設置者の追加のため
 - (2) 小売業者の入退店及び代表者の変更のため
- 6 届出年月日

令和4年12月12日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年12月27日から令和5年4月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1431号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員につい て次のとおり公告する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員(令和4年12月6日退任)

職名 氏 名 住 所

理事 和田敬視 和歌山市和田972番地

理事 北村幸藏 和歌山市栗栖184番地

理事 太田克己 和歌山市上三毛438番地

理事 中筋功 和歌山市金谷441番地

理事 古久保弘治 和歌山市布施屋507番地32

理事 東出臣壹 和歌山市下和佐455番地

理事 川﨑勝巳 和歌山市岩橋1677番地

理事 平柳忠男 和歌山市松島366番地

理事 中居純三 和歌山市秋月189番地1

和歌山市太田3丁目6番19号 理事 秋月利昭

理事 宮田供侑 和歌山市神前214番地2

理事 鈴木敏之 和歌山市森小手穂1229番地

理事 乾吉晴 和歌山市新中島53番地

和歌山市吉原804番地 理事 吉村文孝

理事 大畑喜代司 和歌山市相坂61番地

理事 上野芳暉 和歌山市坂田284番地

監事 岩谷佳計 和歌山市中島316番地

和歌山市大垣内369番地 監事 山﨑秀樹

監事 野口守 和歌山市中之島1300番地 2 就任した役員(令和4年12月7日就任)

職名 氏 名 住 所

理事 北村幸藏 和歌山市栗栖184番地

理事 乾吉晴 和歌山市新中島53番地

理事 太田克己 和歌山市上三毛438番地

理事 中筋功 和歌山市金谷441番地

理事 古久保弘治 和歌山市布施屋507番地32

理事 中村芳郎 和歌山市和佐中344番地

理事 川﨑勝巳 和歌山市岩橋1677番地

理事 松本義光 和歌山市松島78番地

理事 中居純三 和歌山市秋月189番地1

理事 白樫郁夫 和歌山市鳴神129番地1

理事 鈴木敏之 和歌山市森小手穂1229番地

理事 三浦由行 和歌山市神前78番地2

理事 吉村文孝 和歌山市吉原804番地

理事 大畑喜代司 和歌山市相坂61番地

理事 木野茂幹 和歌山市和田971番地

理事 宮田徹志 和歌山市田尻392番地

監事 山﨑秀樹 和歌山市大垣内369番地

監事 柴田博一 和歌山市加納30番地1

監事 岩谷佳計 和歌山市中島316番地

監事 田上直美 和歌山市新中通4丁目12番地 グラシエール和歌山802

和歌山県告示第1432号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により 告示する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字原日浦字平岩295の3(次の図に示す部分に限る。)、 319の1、大字三十木字伊藤337
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1433号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字タワ浴418の3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振 興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1434号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1435号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1436号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1437号

令和4年和歌山県告示第1227号(以下「告示第1227号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
 - 道上禮朗
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第1227号のとおり

和歌山県告示第1438号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群 に係る令和5管理年度(令和5年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能 量を令和4年12月19日付けで定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量	和歌山県資源管理方針第3の2に 規 定 す る 留 保 枠 の 量
和歌山県さんま漁業	現行水準	_
和歌山県まあじ漁業	現行水準	_
和歌山県まいわし漁業	現行水準	_

※ 知事管理漁獲可能量に規定する現行水準は、令和4年農林水産省告示第1924号において定められた 和歌山県に係る都道府県漁獲可能量に規定する現行水準をいう。

和歌山県告示第1439号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉原湯浅線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
有田郡有田川町大字吉見字菅澤 312番地先から同町大字奥字宮 ノ西192番1地先まで	IΒ	1.50	2, 201. 50	
同上	新	7. 07	2, 606. 71	

和歌山県告示第1440号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 吉原湯浅線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字吉見字菅澤312番地先から同町大字奥字宮ノ西192番1地先まで 供用開始の期日 令和4年12月27日

和歌山県告示第1441号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

		申 請 者		道	路
指定番号	指 定 位 置	住 所	指定年月日	幅 員	延 長
		氏 名		メートル	メートル

3628	有田郡有田川町大字下津野	有田郡有田川町大字小島4	令和	6. 00	24. 62
	字紺屋垣内638番の一部、63 9番の一部、水路、里道	33番地の5 北畑不動産株式会社	4. 12. 7	6.00	5. 03
		代表取締役 北畑忍			

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第93号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年12月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第5項の表中

社会福祉法人高陽会老人保健 施設 さ く ら の 丘 社会福祉法人高陽会老人保健 施設 さ く ら の 丘 社会医療法人三車会介護老人 保健施設 み く る ま

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、令和4年12月5日以降無効とする。 令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

	業	種	記番	号 号	有	効	期	限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所又は所在地及び氏名又は名称	交付した県税事務所
漁	船		和歌山		令和4 ² 令和6 ²				東牟婁郡串本町江田441-2 石橋渡	紀南県税事務所

公 告

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例(平成12年和歌山県条例第7号)第8条第1項及び和歌山県都市 公園条例(昭和34年和歌山県条例第32号)第18条第1項の規定により、和歌山県立青少年の家及び紀北公 園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者

(1) 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園 和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム (代表となる団体) 和歌山県立紀北青少年の家運営協議会

和歌山県伊都郡かつらぎ町西飯降62番地の3

(構成員)

大揚興業株式会社

和歌山県和歌山市新通二丁目10番1

(2) 和歌山県立白崎青少年の家

クリーン興商株式会社

和歌山県有田郡有田川町小島433番地の5

(3) 和歌山県立潮岬青少年の家

特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会

和歌山県東牟婁郡串本町出雲1550番地

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

公 告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例(平成28年和歌山県条例第58号)第9条第1項の規 定により、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県点字図書館)の指定管理者を次のとおり指定し た。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟

和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

公告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例(平成28年和歌山県条例第58号)第9条第1項の規定により、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県聴覚障害者情報センター)の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者 一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会

和歌山県和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛内

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第15条の規定により、日高港塩屋緑地の指 定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者 御坊市

和歌山県御坊市薗350番地

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第15条の規定により、由良港吹井小型船舶

和歌山県報 第 375 号

令和4年12月27日(火曜日)

	月27日	和歌山県知事	岸	本	周	平
指定管理者	由良町					
	和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1					
指定の期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで					